

こめっと

放課後等デイサービス 料金表

1. 施設利用に関する利用料金

地域区分（新潟市）	7 級地	単位数単価	10.18	利用定員	10 名
-----------	------	-------	-------	------	------

※ 下記の請求単位数に単位数単価を乗じた金額が費用総額となります（法定代理受領を伴うサービスご利用の場合は、費用総額のうち自己負担は原則、総額の 1 割分の金額）。

①基本サービス費（放課後等デイサービス給付費）

※請求額に関しては小数点以下の端数もあるため参考値となります

請求区分	請求単位（単位/日）	請求額（円/日）
区分 1（30 分以上 1 時間 30 分以下）	574	5,843
区分 2（1 時間 30 分超 3 時間以下）	609	6,199
区分 3（3 時間超 5 時間以下） ※学校休業日のみ	666	6,779

・定員 10 人以下の給付費単価となっております

②各種加算

加算項目		請求単位（単位/日）	請求額（円/日）
1	児童指導員加配加算	187	1,903
2	福祉専門職員配置等加算Ⅲ	6	61
3	個別サポート加算Ⅰ	120	1,221
4	入浴支援加算	70	712
5	利用者負担上限額管理加算	150	1,527
6	①送迎加算（片道）	54	549
	②重症心身障害児（一定要件）	94	956
7	医療連携体制加算Ⅳ	800	8,144
8	欠席時対応加算	94	956
9	延長支援加算（30 分以上 1 時間未満） 重症心身障害児又は医療的ケア児	61 128	620 1,303
	延長支援加算（1 時間以上 2 時間未満） 重症心身障害児又は医療的ケア児	92 192	936 1,954
	延長支援加算（2 時間以上） 重症心身障害児又は医療的ケア児	123 256	1,252 2,606
10	福祉介護職員処遇改善加算Ⅰ □	月の総単位数×161/1,000（単位）	

（令和 8 年 6 月現在、 部の加算は全ての利用者を対象に算定しています。その他の加算については該当される場合のみの算定となります）

- 職員配置基準に加えて常勤専従で経験 5 年以上の有資格者（保育士等）を配置した場合
- 保育士、児童指導員等として常勤で配置されている従業者の内、3 年以上従事している者の割合が 30/100 以上である場合

3. ケアニーズの高い就学児に対して強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置して支援を行った場合や著しく重度の障害児に対して支援を行った場合
4. 医療的ケア児、重症心身障害児に支援と併せて入浴支援を行った場合（月 8 回を限度）
5. 利用者負担額合計額の管理を行った場合
6. ①事業所の職員が、利用者の居宅又は通学している学校等と事業所間の送迎を行った場合（片道毎）と②それに加え重症心身障害児に対して運転手に加えて指定基準により置くべき従業者（直接支援業務に従事する者）を伴って送迎した場合
7. 看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合（4時間未満）
8. 急病等により利用を中止した際に連絡調整や相談援助を行った場合（月4回まで）。
9. 放課後等デイサービス計画に基づき営業時間を延長して支援を行った場合
10. 福祉・介護職員の賃金改善等について一定の基準に適合する取組みを実施している場合

※利用者負担の上限について

原則として総費用の1割が利用者の負担となりますが、世帯の所得に応じて1ヶ月あたりの上限額を定め、負担が重くならないようにしています。また受給者証に「新潟市利用者負担軽減措置制度対象者」と記入されている場合は新潟市独自の軽減措置により、利用者負担額が2割軽減されます。尚、支給量を超えた分は全額自己負担にて徴収させていただきます。

所得を判断する際の世帯の範囲	
種 別	世帯の範囲
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

区 分	対 象 者	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（年収概ね 890 万円以下）	4,600 円
一般2	一般1 以外の課税世帯	37,200 円

2. 食費及びその他のサービスに関する料金

以下については、料金として実費を頂きます。

食事代（昼食）	800 円／食
おやつ	150 円／食
入浴代	500 円／回
日常生活上必要な諸費用	実費
教養娯楽費等	実費

令和 8 年 6 月 1 日現在